

「オール岐阜・企業フェス」企画運営事業委託業務に関する質問及び回答

(令和7年3月7日現在)

No.	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書 6(6-2) 出展料 仕様書 10 支払条件等	<p>「6(6-2) 出展料」について、「出展料は総事業費から出展料合計額を差し引いた額が契約予定金額の範囲内になるように設定すること」、また「10 支払条件等」に「委託料精算時に出展料と委託契約額を合算した額が、本事業の経費を上回った場合、その差額を委託契約額から減額する」と記載がありますが、『総事業費』は何を指しますでしょうか。</p> <p>また、出展料と委託契約額を足した金額が『事業の経費』＝『委託費の上限額』ということでしょうか。</p>	<p>『総事業費』は本事業の実施にかかる経費です。                      『事業の経費』は本事業の実施にかかる経費、『委託費の上限額』は35,799,614円(消費税及び地方消費税込み)です。                      本事業の実施にかかる経費は、企画内容によっては委託費の上限額を上回る場合もあるため、企業から出展料を徴収することで、経費を補うことを想定しています。ただし、出展料を過剰に徴収することを防ぐため、出展料は総事業費から出展料合計額を差し引いた額が契約予定金額の範囲内になるように設定してください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施にかかる経費(総事業費)が40,000,000円の場合</li> </ul> <p>出展料は、「本事業の実施にかかる経費(総事業費)」－「出展料合計額」が「契約予定金額の範囲内」になるように設定するため、</p> <p>出展料合計額を15,000,000円                      契約予定金額を35,000,000円とする                      (委託費の上限額は35,799,614円)</p>
2	仕様書 6(6-2) 出展料	<p>「会員企業とそれ以外の企業で差をつけ」と記載されておりますが、過去開催イベントは会員企業が何社、非会員企業は何社参加されたのでしょうか。総出展社数の内、何割が会員企業など規定はありますでしょうか。</p>	<p>「6(6-2) 出展料」、「6(6-3) 出展料」に過去3年分の出展企業の会員企業・非会員企業の内訳を掲載しています。会員企業の割合に規定はありません。</p> <p>※出展の応募が定数を超えた場合は、会員企業を優先して出展企業を決定します。</p>
3	仕様書 6(6-2) 出展料	<p>「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会」の入会費・年会費等はいくらになりますでしょうか。</p>	<p>年会費は、正会員※は一口3万円です。入会費はありません。</p> <p>※協議会の主旨に賛同し、協議会の活動を推進するため入会し、県内に所在する事業所で雇用する企業、金融機関等</p>